

8 福薬業発第 7 5 号
令和 8 年 5 月 2 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 濱 寛

「要指導・一般用医薬品等販売の総合手引き」等について（再周知）

平素より本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和 8 年 5 月 1 8 日付 8 福薬業発第 7 2 号にてお知らせしたところですが、薬機法の一部改正に伴い、令和 8 年 5 月 1 日までに各薬局において指針および業務手順書の改訂が必要となっておりますので、改めてお知らせいたします。

特に、新たに位置付けられた指定濫用防止医薬品については、指針および業務手順書に必要事項を反映していない場合、販売することはできませんのでご留意ください。

また、改訂版の指針および業務手順書（モデル）は、本会ホームページにも掲載しておりますのでご活用いただきますようお願いいたします。なお、指針および手順書モデルに記載した内容はあくまでも例示です。活用の際には、必ずモデル全体をお目通しの上、必要な箇所に自薬局および店舗の実情に応じた内容を追加ください。

つきましては、薬剤師および薬局が遵守すべき事項等について、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◆本会ホームページ掲載場所

福岡県薬剤師会 HP > 会員専用ページログイン > 医療保険委員会 > 薬局に備える指針や手順書等 各種

URL: <https://qr.paps.jp/MhQDb>

以 上